

チーム森川海人っによる環境保全活動実施要領

(目的及び実施主体)

第1 県民の森川海人っプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)に対する意識の醸成や、民間主導による佐賀の豊かな森川海の環境保全に関する行動変容を推進するため、チーム森川海人っに参画する企業・団体(以下「登録団体」という。)が自ら企画立案し、実行する環境保全活動(以下「保全活動」という。)に対し支援する。

(企画募集及び対象となる活動・経費)

第2 プロジェクト窓口は、予算の範囲内において保全活動の企画を募集する。

2 対象となる保全活動は、登録団体の自主的な活動によるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 環境保全学習イベント活動

森川海に関する環境保全学習(森川海いずれかのフィールドでの実施とする)を盛り込んだイベント活動の費用に対する補助

ただし、以下の条件を満たすものとする

- ・広く県民が参加できるイベント(参加人数20人以上)とすること
- ・イベント名は「森川海人っ体験スクール」を加えた名称とすること
- ・イベント案内チラシ等の広報媒体にはプロジェクトロゴ及び森川海人くんイラストを使用すること
- ・イベント実施後、参加者に対しアンケートを実施すること
- ・イベント当日は森川海人くんを出動させること

【例】

- ・森川海に関する環境保全学習後、ワークショップの開催
- ・森川海に生育する生物の観察会や生体に関する学習会実施後、森川海のアクティビティ体験

②環境保全調査・研究活動

高校生や大学生の部活・サークル活動として、森川海の保全に繋がる調査研究等の費用に対する補助

ただし、以下の条件を満たすものとする

- ・調査研究内容については、プロジェクトの趣旨に沿った内容であること
- ・調査研究の成果を、別に森林整備課が開催する発表会において発表すること

【例】

- ・森川海に生育・生息する生物の状況調査・分析
- ・森川海に漂流・投棄等によるごみの実態調査・分析
- ・高校生と環境保護団体が森川海に関する調査研究を合同で実施

3 次の各号のいずれかに該当する活動は対象外とする。

- ①営利を目的とするもの
- ②施設や機器の購入を主たる目的とするもの
- ③事業の内容及び効果が特定の個人や事業者に寄与するもの
- ④国又は県からの補助金等の支援を受けるもの
- ⑤政治又は宗教を目的としたもの
- ⑥その他、本事業の活動内容として不相当と認められるもの

4 対象経費は下表のとおりとし、予算の範囲内において下記のとおり定額で支援する。

- ①環境保全学習イベント活動:上限25万円
- ②環境保全調査・研究活動:上限10万円

対象経費

費目		経費の内容
報償費		活動に必要な外部講師や指導者への謝金
旅費		活動に必要な外部講師や指導者の旅費及び打合せに要する旅費
需用費	印刷製本費	活動に直接必要な資料の印刷代等
	消耗品費	活動に直接必要な事務用品等の購入費
役務費		参加者の傷害保険料、活動に必要な資料郵送に要する通信運搬費
使用料及び賃借料		活動に必要なバスや会議室等の使用料、チェーンソーや刈払機等の賃借料
原材料費		活動に必要な苗木や肥料、支柱、木材、標柱や調査研究資材(汎用性のあるものは除く)等の購入費
食糧費		イベント当日の参加者等の飲料や弁当代等
その他		上記以外で、必要と認められる経費

注)食糧費については、①のみ対象とする。

(応募の手続)

第3 保全活動に応募しようとする登録団体は、別途定める募集案内に基づき、環境保全活動企画書(様式第1-1号又は様式第1-2号)を作成し、プロジェクト窓口へ1部提出するものとする。

2 応募は1登録団体につき1提案とする。

(活動の採択)

第4 環境保全活動企画書の採択及び活動費の額の決定については、プロジェクト窓口で行うものとする。ただし、応募件数が多い場合は、これまで当該事業を実施していない登録団体や、新しい企画を計画している登録団体を優先して採択するものとする。

(活動の着手及び完了)

第5 保全活動については、当該年度の採択決定通知後に着手し、別途募集案内で定める期日までに完了するものとする。

(活動内容等の変更)

第6 環境保全活動企画書の採択後、活動内容又は採択決定額に変更が生じた場合は、環境保全活動変更企画書(様式第2-1号又は様式第2-2号)を作成し、関係書類を添付して、プロジェクト窓口へ1部提出するものとする。

(実績報告及び請求及び請求)

第7 保全活動を実施した登録団体は、活動完了後、環境保全活動実績報告書兼請求書(様式第3-1号又は様式3-2号)に関係書類を添付して、プロジェクト窓口へ1部提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書兼請求書の提出期限は、活動完了の日から起算して30日以内又は活動を実施した年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、保全活動の実施に必要な事項はプロジェクト窓口が別に定める。

附則 この要領は、令和6年度の保全活動から適用する。